防衛装備庁訓令第１９号

防衛事業適合事業者制度等に関する訓令を次のように定める。

令和７年６月３０日

防衛装備庁長官　石川　武

防衛事業適合事業者制度等に関する訓令

改正　令和８年３月３０日庁訓第６号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　対象事業者（第３条・第４条）
第３章　認証（第５条－第１１条）
第４章　防衛事業適合事業者契約（第１２条－第１８条）
第５章　雑則（第１９条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、秘密又は保護すべき情報を取り扱

う事業者に求められる情報保全体制に関し、秘密又は保護すべき情報を取り扱う基準を一元化し、事業者及び防衛省の業務の効率化並びに事業者の情報保全体制の強化を図ることを目的に、事業者の秘密保全体制が防衛装備庁の定める秘密保全基準を満たしていることの認証又は事業者の情報保全体制が秘密又は保護すべき情報を取り扱うことのできる状態にあることを事業者及び防衛装備庁が相互に確認し、かかる状態を継続的に維持することを相互に約定する防衛事業適合事業者制度等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　秘密　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和２９年法律第１６６号）第１条第３項に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）第３条第１項に規定

する特定秘密又は防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第２７条第１項に規定する装備品等秘密を含む情報をいう。

⑵　保護すべき情報　装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）第２項第１号に規定する情報をいう。

⑶　事業者　法人その他の団体をいう。

⑷　秘密保全体制　保全組織、秘密保全規則、教育の体制、秘密保全施設及び秘密取扱情報システム（秘密を取り扱う情報システムをいう。以下同じ。）から構成される秘密を保全するための事業者の体制をいう。

⑸　情報保全体制　秘密を取り扱う事業者の秘密保全体制又は保護すべき情報を取り扱う事業者の情報セキュリティ体制をいう。

⑹　認証　秘密保全体制について、防衛装備庁が別に

定める秘密保全基準（以下「秘密保全基準」という。）を満たしていることを証明することをいう。

⑺　防衛事業適合事業者　秘密又は保護すべき情報を取り扱う事業に参画する意思を有し、第１３条第３項の規定に基づき、秘密又は保護すべき情報の保全に関する契約（以下「防衛事業適合事業者契約」という。）を防衛装備庁と締結した事業者をいう。

⑻　認証事業者　防衛事業適合事業者契約に係る審査をした場合において情報保全基準（秘密保全基準及び別に定める保護すべき情報に係る保全基準をいう。以下同じ。）を満たしていると認めない蓋然性がほとんどないものとして、秘密保全基準に照らし防衛装備庁長官が認証した事業者をいう。

⑼　保全検査　装備政策部又は地方防衛局が、認証事業者又は防衛事業適合事業者に対して、秘密の取扱いについて行う検査をいう。

⑽　情報セキュリティ監査　装備政策部又は地方防衛局が、防衛事業適合事業者に対して、保護すべき情

報の取扱いについて行う監査をいう。

第２章　対象事業者

（対象事業者）

第３条　防衛事業適合事業者契約の申込み（以下「契約申込み」という。）ができる事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　認証事業者

⑵　秘密又は保護すべき情報を取り扱う事業への参画の意思を有する事業者であって別に定める条件に該当するもの

２　認証に係る申請（以下「認証申請」という。）ができる事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　秘密の取扱いに関する特約条項を付した契約を防衛装備庁と締結し、事業者の保有する保全施設において、現に秘密を取扱っているもの又は当該契約の履行後３年以内のもの

⑵　防衛装備庁との契約が過去５年以内に３件以上あ

るもの

⑶　その他装備政策部長が認めたもの

（公示）

第４条　装備政策部長は、必要の都度、次の各号に掲げる事項について、契約申込み又は認証申請（以下「契約申込み等」という。）をしようとする事業者に周知徹底できる方法により公示するものとする。

⑴　契約申込み等ができる事業者の要件

⑵　契約申込み等に当たり契約申込み等をしようとする事業者の承諾が必要な事項

⑶　契約申込み等に必要な書類並びに当該書類の提出場所及び方法

⑷　契約申込み等をしようとする事業者が満たすべき情報保全体制

⑸　防衛事業適合事業者契約又は認証の有効期間

⑹　その他装備政策部長が必要があると認めた事項

第３章　認証

（認証申請）

第５条　認証申請をしようとする事業者に対しては、別に定める秘密保全体制認証申請書及び秘密保全体制を満たしていることを証明するための書類（以下「認証申請書等」という。）の提出を求めるものとする。

２　前項の認証申請書等については、地方防衛局を経て防衛装備庁長官に提出させるものとする。

３　前項の規定により事業者から認証申請を受けた地方防衛局長は、認証申請書等が充足していること及びその内容を確認した上で、これを受理し、防衛装備庁長官に送付するものとする。

（認証）

第６条　装備政策部長は、前条の規定により送付を受けた認証申請書等の内容について、秘密保全基準に照らしてこれを審査し、防衛装備庁長官は、当該基準を満たしていると認められた事業者について、認証するものとする。

２　装備政策部長は、前項の審査に関し、地方防衛局長に現地調査等への協力を依頼することができるものと

する。

３　装備政策部長は、認証申請をした事業者に対し、審査結果を通知するものとする。この場合において、当該事業者を認証する旨を通知するときは、審査結果の通知に替えて、別に定める認証通知書を交付できるものとする。

４　認証の有効期間は、５年とする。

（認証証明書の交付等）

第７条　装備政策部長は、認証事業者に対し、別に定める認証証明書を交付するものとする。

２　認証事業者は、前条第１項の規定により認証を受けた秘密保全体制に関し、別に定める認証マークを使用できるものとする。

（認証後の継続的確認）

第８条　装備政策部長は、認証事業者の秘密保全体制が認証の有効期間を通じて、秘密保全基準を満たしている状態を維持していることを継続的に確認するものとする。

２　装備政策部長は、前項の確認をするに当たり、地方防衛局長に保全検査への協力を依頼することができるものとする。

（認証の取消し）

第９条　装備政策部長は、認証事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたときは、認証を取り消すものとする。

⑴　認証事業者が存在しなくなったとき。

⑵　認証事業者の秘密保全体制に関し、秘密保全基準を満たさないことが判明した場合であって、秘密を取り扱う場合にこれを漏えいするおそれのあるとき。

⑶　認証事業者が、不正な手段により認証を受けたことが判明したとき。

⑷　その他認証事業者としてふさわしくない行為が認められたとき。

２　装備政策部長は、認証事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り

消すことができるものとする。

⑴　認証事業者が正当な理由がなく、認証を受けた日（認証の有効期間を延長をした場合にあっては、当該期間の延長後の初日を含む。以下同じ。）から３年を経過しても、防衛装備庁の競争入札に参加しなかったとき若しくは随意契約に応じなかったとき又は認証を受けた日から３年を経過しても秘密の取扱いがなかったとき。

⑵　その他認証事業者について認証を維持する必要がないと認められたとき。

３　装備政策部長は、前２項の規定に基づき認証を取り消した場合は、認証を取り消された事業者に対し、別に定める認証取消通知書を交付するものとする。

４　前項の場合において、装備政策部長は、同項の事業者に対して、第７条第１項の規定により交付した認証証明書の返納を求めるものとし、当該事業者に対し、同条第２項の規定による認証マークの使用の終了を求めるものとする。

５　装備政策部長は、第１項の規定に基づき認証を取り消した場合において必要があると認めたときは、認証を取り消された事業者の名称その他の情報を公表するものとする。

（認証に係る秘密保全体制の変更）

第１０条　装備政策部長は、認証事業者から、第６条第１項の規定により認証を受けた秘密保全体制の変更をしたい旨の申請を受けた場合は、第５条及び第６条の規定に準じて必要な審査等を行うものとし、防衛装備庁長官は、当該変更の内容について秘密保全基準を満たしていると認められたものを承認するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第６条第１項の規定により認証を受けた秘密保全体制の変更であって、秘密保全基準の要件に影響しないことが明らかなものについては、認証事業者に当該変更の内容を届け出させることにより秘密保全体制の変更を認めることができるものとする。

（認証の有効期間の延長）

第１１条　装備政策部長は、認証事業者の認証の有効期間を延長することができるものとする。

２　前項の場合において、装備政策部長は、認証の有効期間が満了する日の６か月前から３か月前までの間に認証事業者から当該認証の有効期間を延長したい旨の申請を受けるものとし、第５条及び第６条の規定に準じて必要な審査等を行い、当該認証事業者の秘密保全体制が引き続き秘密保全基準を満たしていると認めた場合は、当該認証事業者に係る当該認証の有効期間を延長するものとする。

３　装備政策部長は、認証事業者から、延長した認証の有効期間が満了する場合において、引き続き当該認証の有効期間を延長したい旨の申請を受けたときは、前項の規定に準じて必要な審査等を行い、当該認証事業者の秘密保全体制が引き続き秘密保全基準を満たしていると認めた場合は、当該認証の有効期間を延長するものとする。

４　前各項の規定に基づき認証の有効期間を延長する場

合の当該延長の期間は５年を上限とする。

第４章　防衛事業適合事業者契約

（契約申込み）

第１２条　契約申込みをしようとする事業者に対しては、秘密又は保護すべき情報の別に応じ、別に定める防衛事業適合事業者契約申込書及び情報保全体制を満たしていることを証明するための書類（以下「契約申込書等」という。）の提出を求めるものとする。

２　前項の契約申込書等については、地方防衛局を経て防衛装備庁長官に提出させるものとする。

３　前項の規定により事業者から契約申込みを受けた地方防衛局長は、契約申込書等が充足していること及びその内容を確認した上で、これを受理し、防衛装備庁長官に送付するものとする。

４　認証事業者が、第１項の規定による契約申込みを行う場合は、別に定めるところにより、その手続の一部を省略できるものとする。

（契約の締結）

第１３条　装備政策部長は、前条の規定により送付を受けた契約申込書等の内容について、情報保全基準に照らしてこれを審査するものとする。

２　装備政策部長は、前項の審査に関し、地方防衛局長に現地調査等への協力を依頼することができるものとする。

３　装備政策部長は、契約申込みをした事業者に対し、審査結果を通知するほか、情報保全基準を満たしていると認めた場合は、装備政策部長又はその委任を受けた者が、当該事業者と当該事業者が取り扱う秘密又は保護すべき情報に応じた防衛事業適合事業者契約を締結するものとする。

４　秘密を取り扱う場合の防衛事業適合事業者契約の契約条項は、別に定めるものとする。

５　前項の契約条項により事業者と防衛事業適合事業者契約を締結した場合において、当該事業者との装備品等の調達又は役務の履行に関する契約であって秘密を取り扱わせる契約を締結するときは、これに別に定め

る特約条項を付すものとする。

6　保護すべき情報を取り扱う場合の防衛事業適合事業者契約の契約条項は、別に定めるものとする。

7　前項の契約条項により事業者と防衛事業適合事業者契約を締結した場合において、当該事業者との装備品等の調達又は役務の履行に関する契約であって保護すべき情報を取り扱わせる契約を締結するときは、これに別に定める特約条項を付すものとする。

8　防衛事業適合事業者契約の契約期間は、5年とする。

（契約後の継続的確認）

第14条　装備政策部長は、防衛事業適合事業者の情報保全体制が防衛事業適合事業者契約の契約期間を通じて、情報保全基準を満たしている状態を維持していることを継続的に確認するものとする。

2　装備政策部長は、前項の確認をするに当たり、地方防衛局長に保全検査又は情報セキュリティ監査への協力を依頼することができるものとする。

（契約の解除）

第１５条　装備政策部長は、防衛事業適合事業者が第９条第１項各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めた場合は、装備政策部長又はその委任を受けた者は、防衛事業適合事業者契約を解除するものとする。この場合において、第９条第１項各号中「認証事業者」とあるのは「防衛事業適合事業者」と、「秘密保全体制」とあるのは「情報保全体制」と、「秘密保全基準」とあるのは「情報保全基準」と、「秘密」とあるのは「秘密又は保護すべき情報」と、「認証を受けた」とあるのは「防衛事業適合事業者契約を締結した」と読み替えるものとする。

（情報保全体制の変更）

第１６条　装備政策部長は、防衛事業適合事業者から、防衛事業適合事業者契約の対象となる情報保全体制の変更をしたい旨の申請を受けた場合は、第１３条各項の規定に準じて必要な審査等を行うものとし、当該変更の内容について情報保全基準を満たしていると認め

た場合は、装備政策部長又はその委任を受けた者が、必要に応じて、当該防衛事業適合事業者と当該防衛事業適合事業者契約の変更を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、装備政策部長は、防衛事業適合事業者契約の対象となる情報保全体制の変更であって情報保全基準の要件に影響しないことが明らかなものについては、防衛事業適合事業者に当該変更の内容を届け出させることにより情報保全体制の変更を認めることができるものとする。

（契約期間の延長）

第１７条　装備政策部長は、防衛事業適合事業者との防衛事業適合事業者契約の契約期間を延長することができるものとする。

２　前項の場合において、装備政策部長は、防衛事業適合事業契約の契約期間が満了する日の６か月前から３か月前までの間に防衛事業適合事業者から当該契約期間を延長したい旨の申請を受けるものとし、第１３条各項の規定に準じて必要な審査等を行い、当該防衛事

業適合事業者の情報保全体制が引き続き情報保全基準を満たしていると認めた場合は、装備政策部長又はその委任を受けた者が、当該防衛事業適合事業者との当該防衛事業適合事業者契約を延長するものとする。

3　装備政策部長は、防衛事業適合事業者から、延長した契約期間が満了する場合において、引き続き当該契約期間を延長したい旨の申請を受けたときは、前項の規定に準じて必要な審査等を行い、当該防衛事業適合事業者の情報保全体制が引き続き情報保全基準を満たしていると認めた場合は、当該契約期間を延長するものとする。

4　前各項の規定に基づき契約期間を延長する場合の当該延長の期間は5年を上限とする。

（従業者の確認）

第18条　防衛事業適合事業者が、防衛事業適合事業者契約の下で秘密を取り扱う契約を締結する場合における当該事業者の従業者に係る確認要領は、別に定めるところによるものとする。

第５章　雑則

（委任規定）

第１９条　この訓令の実施に関し必要な事項は、装備政策部長が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　防衛装備庁との間に秘密を取り扱う契約を締結している事業者又はこれと同等の秘密保全体制にある事業者が第５条第１項及び第２項の規定により認証申請書等を提出した場合であって、当該事業者がこの訓令の施行の日の１年前の日又はこの訓令の施行の日のいずれか早い日以降継続して秘密保全体制の適正な状態を維持していることを書面で証明し、当該証明について妥当であると認められたときは、この訓令の施行の日から２年を経過する日までの間に受理された認証申請に限り、同条第１項の規定に基づく認証申請及び第６

条第１項の規定に基づく審査については、当該各規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

３　前項の規定の適用を受けて認証を受けた認証事業者に対する第８条第１項の規定による継続的確認の実施に当たっては、令和１０年３月３１日までの間は、同項の規定にかかわらず、別に定める基準に照らして行うことができるものとする。

４　防衛装備庁との間に秘密を取り扱う契約を締結している事業者又はこれと同等の秘密保全体制にある事業者が第１２条第１項及び第２項の規定により秘密の取扱いに関する契約申込書等を提出した場合であって、当該事業者がこの訓令の施行の日の１年前の日又はこの訓令の施行の日のいずれか早い日以降継続して秘密保全体制の適正な状態を維持していることを書面で証明し、当該証明について妥当であると認められたときは、この訓令の施行の日から２年を経過する日までの間に受理された契約申込みに限り、同条第１項の規定に基づく秘密の取扱いに関する契約申込み及び第１３

条第１項の規定に基づく審査については、当該各規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

５　前項の規定の適用を受けて防衛事業適合事業者契約を締結した防衛事業適合事業者に対する第１４条第１項の規定による継続的確認の実施に当たっては、令和１０年３月３１日までの間は、同項の規定にかかわらず、別に定める基準に照らして行うことができるものとする。

６　この訓令の施行の日前において防衛装備庁との間に秘密を取り扱う契約を締結していた事業者が第１２条第１項及び第２項の規定により秘密の取扱いに関する契約申込書等を提出した場合であって、この訓令の施行の日の１年前の日以降継続して秘密保全体制のうち秘密取扱情報システムについて適正な状態を維持していることを書面で証明し、当該証明について妥当であると認められたときは、この訓令の施行の日から２年を経過する日までの間に受理された秘密の取扱いに関する契約申込みに限り、第１３条第１項の規定に基づ

く当該事業者がこの訓令の施行の日の前日に整備していた秘密取扱情報システムに関する審査については、当該規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

7　前項の規定の適用を受けて秘密の取扱いに関する防衛事業適合事業者契約を締結した防衛事業適合事業者が整備した同項の審査を受けた秘密取扱情報システムに対する第１４条第１項の規定による継続的確認の実施に当たっては、同項の規定にかかわらず、装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第１９０７２号。２６．１２．２４）に定める基準に準じ、別に定めるところにより行うことができるものとする。ただし、前項の審査を受けた秘密取扱情報システムについて換装した場合、大幅な改修をした場合その他当該秘密取扱情報システムに係るシステムセキュリティ実装計画を大幅に変更した場合は、この限りでない。

附　則（令和８年３月３０日庁訓第６号）

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。